

寒河江市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市条例第4号

寒河江市情報公開条例の一部を改正する条例

寒河江市情報公開条例（平成元年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「図面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気又は光ディスクその他これらに類するもの」を「図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。））」に改める。

第13条第2項中「、図面、写真及びフィルム」を「又は図画」に、「電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。））」を「電磁的記録」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。